

「消費者安全に関する検討委員会」について

平成 20 年 8 月

内閣府国民生活局

1. 趣旨

近年、食品、製品、施設の各分野において、重篤な被害を伴う消費者事故が頻発し、消費者の安全を確保するための施策を迅速に講じていくことが喫緊の課題となっている。

こうした中、「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)において、消費者庁の円滑な発足に向けて、内閣府において、重大事故への対応をはじめとして司令塔機能を先行実施することが求められている。

また、「「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(国民生活審議会意見)に対するアクションプラン(工程表)」(7月25日消費者政策会議報告)においては、政府の事故対応に関する客観的な評価・監視体制の構築や、近年の懸案であるリコール制度の拡充等への早急な取り組みが盛り込まれた。

こうした各般の要請に適切に対応していくためには、外部有識者等の知見を十分に踏まえながら取り組んでいくことが重要である。このため、有識者、実務家等からなる「消費者安全に関する検討委員会」を国民生活審議会消費者政策部会の下に設置することとする。

2. 主な審議事項

- (1) 事故情報を一元的に収集するためのシステムの構築
- (2) 消費者事故に際し政府のなすべき対応等について横断的、客観的に評価・監視する仕組み
- (3) 自主リコールの促進のための取組みの強化
- (4) その他消費者の安全・安心に関する重要事項

3. 委員

学識経験者、消費者団体関係者、事業者団体関係者、マスコミ関係者などから20名程度で構成。